

令和7年6月定例会 文教厚生委員会（付託）

令和7年6月25日（水）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

出席委員

委員長	東条	恭子
副委員長	山西	国朗
委員	大塚	明廣
委員	元木	章生
委員	井川	龍二
委員	竹内	義了
委員	浪越	憲一
委員	岡	佑樹
委員	曾根	大志

議会事務局

議事課副課長	山田久美子
議事課課長補佐	一宮 ルミ
議事課主任	鷹取 加奈

説明者職氏名

〔教育委員会〕

教育長	中川 斉史
副教育長	松本 光裕
次長（幼小中学校担当）	海老名正規
次長（高校・特別支援学校担当）	眞摺 秀也
教育政策課長	地面 浩
教育政策課コンプライアンス推進室長	田上 裕之
教育DX推進課長	戎 弘人
施設整備課長	大和 研二
教育創生課長	青木 秀夫
教職員課長	井利元裕哉
福利厚生課長	藤本 泰史
義務教育課長	長谷 彰彦
高校教育課長	金岡由岐子
特別支援教育課長	中山 登
人権教育課長	森本 雅仁
いじめ・不登校対策課長	福多 博史
体育健康安全課長	國方 正一
体育健康安全課防災・健康食育推進幹	月本 直樹

生涯学習課長
総合教育センター所長

新開 弓子
板東 潤

【報告事項】

- 令和 6 年度教員時間外在校等時間について（資料 1）
 - 徳島県公立高等学校の在り方検討会議について（資料 2）
 - 徳島県特別支援学校の教育環境に関する検討会議について（資料 3）
 - 徳島県学びの多様化学校の在り方検討会議について（資料 4）
-

東条恭子委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（11時02分）

これより教育委員会関係の審査を行います。

教育委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

中川教育長

この際 4 点、御報告をさせていただきます。

1 点目は、令和 6 年度教員時間外在校等時間についてでございます。

お手元のタブレットの資料 1 を御覧ください。

教員の勤務時間については、全ての公立小中学校と県立学校において、出退勤管理システムに記録した平日、土日等の在校等時間を基に、令和 6 年度における一人当たりの 1 か月間の平均時間外在校等時間について調査を行いました。

まず、公立小中学校につきましては、小学校では 31.6 時間、中学校では 45.5 時間となっており、どちらの校種も令和 5 年度より 1.5 時間ほど減少しております。また、県立学校につきましては、25.9 時間となっており、こちらも令和 5 年度の調査より 0.4 時間減少しております。第 3 期とくしまの学校における働き方改革プランにのっとり、多様な取組を推進した結果、どの校種においても、減少傾向が見られました。

しかしながら、国の定める上限指針である 45 時間や、過労死ラインである 80 時間を超える教員が一定数存在することを課題と捉え、引き続き、各学校や市町村教育委員会と連携し、より実効性のある取組を強力に推進することで、教員の働きやすさと働きがいを実感できる環境づくりに努めてまいります。

2 点目は、徳島県公立高等学校の在り方検討会議についてでございます。

資料 2 の 1、概要を御覧ください。

当会議は、通学区域制に関する有識者会議の議論を引き継ぐ形で、公立高校の今後の在り方について、広く県民の意見を把握しつつ、多角的な観点から検討するため、設置するものでございます。

当会議には、下部組織として、入試制度部会を設け、入試制度についても併せて議論してまいります。

4、今後の予定としましては、令和 7 年 7 月下旬に第 1 回会議を開催した後、令和 8 年 12 月までに 8 回程度開催し、今年度内に 1 次取りまとめを実施したいと考えております。

また、中高生や保護者等を対象にしたアンケートや高校生によるアイデアソンの実施に加え、各地域でのタウンミーティングを開催するなど、幅広く意見を把握する機会を確保してまいります。県教育委員会といたしましては、今後、関係者の御意見を伺いながら、当会議を中心に検討を進めてまいりたいと考えております。

3点目は、徳島県特別支援学校の教育環境に関する検討会議についてでございます。

資料3の1、概要を御覧ください。

当会議は、本県の特別支援学校が抱える今日的な課題を整理し、実情に根ざした今後の教育環境の方向性を検討するために設置するものでございます。

4、今後の予定といたしましては、令和7年8月下旬に第1回会議を開催した後、令和8年2月までに4回程度開催し、年度末には、今後の方向性を提言書として取りまとめていただきたいと考えております。

また、当会議では、委員の方々が幅広く県民の意見を把握する機会として、学校現場等を会場とする開催スタイルの導入や、教員や児童生徒、保護者との意見交換を行ってまいります。

4点目は、徳島県学びの多様化学校の在り方検討会議についてでございます。

資料4の1、概要を御覧ください。

当会議は、本県における不登校児童生徒の多様な教育機会確保に係る現状と課題、今後の方向性、学びの多様化学校の在り方等必要な事項について、多角的に検討するため、設置するものでございます。

4、今後の予定といたしましては、令和7年6月30日に第1回会議を開催した後、令和8年3月までに4回程度開催いたします。

また、児童生徒及び保護者等を対象としたアンケート等を実施するなど、幅広く意見を把握し、それらも踏まえながら、本県における学びの多様化学校の在り方について、しっかりと協議したいと考えております。

報告は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

東条恭子委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

大塚明廣委員

子供の健康状態が非常に気になっています。といいますのも、運動習慣がなく、肥満傾向の方が非常に多いということで、子供の時の習慣は大人になっても続くことが多く、大人になってからも肥満傾向とか、それから生活習慣病の方が多いわけです。運動習慣も十分にできていないという現状だと思うんですけど、特に徳島県内の子供の肥満度について、昨今の状況を教えていただけたらと思います。

月本体育健康安全課防災・健康食育推進幹

ただいま大塚委員より、県内の子供の肥満及び運動習慣について御質問を頂きました。

肥満と運動習慣については、相関関係が指摘されて生活習慣病に移行する確率も高いことから、子供の重大な健康課題であると認識しております。

本県における肥満傾向児童生徒の出現率につきましては、令和 6 年度学校保健統計調査、調査対象の 5 歳から 17 歳において、男子 11 歳、女子 15 歳を除いた全ての年齢で全国平均値を上回り、継続して出現率が高い状況となっております。

運動習慣につきましては、小学校 5 年生、中学 2 年生を対象とした、令和 6 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、全国的に平日 1 日当たりのテレビ、スマートフォン、ゲーム機等の視聴時間、いわゆるスクリーンタイムの増加が進み、平日のスクリーンタイムが 3 時間以上と回答した本県児童生徒の割合は、小学校 5 年生、中学校 2 年生の男女全てにおいて過去最高値となっております。

一方、同調査におきましては、本県児童生徒の体育授業以外の 1 週間の運動時間は全国平均値を下回っておりますが、小学校 5 年生女子、中学校 2 年生男女においては、前年度より時間数が増加し、回復傾向にある現状でございます。

大塚明廣委員

肥満傾向は全国に比べまして徳島県は多いということなんですが、先ほども触れたんですけれども、子供の時の肥満傾向が、大人になっても生活習慣として続き、御承知のように徳島県は糖尿病の罹病率、それから糖尿病からくる合併症が非常に高い県でございます。そういう中で、子供の時からの肥満をきちんと克服しなければいけないです。それは一つ、運動習慣が非常に大事なんですけれども、運動習慣がなかなか十分にできていない、その中で御承知のように、スマホというのも子供の時から持っていますし、またゲーム機を使っているということがあります。これを合わせてスクリーンタイムと呼ぶそうでございますけれども、非常に不健康な状況にあります。

それをどのようにして是正していくかということなんですけれども、非常に難しいところがあるんです。子供たちの環境を見ても、例えば子供の数が少ないということで、近所で一緒に遊んでもらえることも少ないし、またいろんな面で、戻ってくると一人で過ごす時間というのが多くて、ついテレビを見たり、スマホをしたりとか、そういうことになっていくと思います。ただ、それをそのまま置いておくということは、先ほど触れたんですけど、健康状態について非常に良くない傾向が認められます。そういったものを見るということで、視力障がいにも関わりますし、それから精神的な面でのバランスの悪さというのも出てくるわけです。

そういうことを是正するに当たって、生活習慣の中で現状をもう少し掘り下げて分かっている中でお聞きしたいわけですが、実際に学校現場においてはどのようなになっているかということと、私も触れたんですけれども、家庭での運動習慣についても分かっている範囲で教えていただきたいと思います。

月本体育健康安全課防災・健康食育推進幹

ただいま大塚委員より、インターネット等の子供の使用に関することと、子供の肥満防止に係る生活習慣についての御質問を頂いたと受け取っております。

まず、インターネット、スマホ等の状況につきましては、いわゆるネット依存による生活習慣の乱れから子供の視力低下や肥満及びストレス等の影響が指摘されております。少し古いデータになりますが、平成29年度の厚生労働省研究班の調査によりますと、ネット依存に関する質問で、病的な使用とされた中高生は全国で93万人を上回り、5年間で倍増しております。これは中高生全体の7人に一人に当たり、特に女子にその割合が高いという結果が出ております。

もう一つの、肥満防止に関する生活習慣につきましては、厚生労働省の健康づくりのための睡眠ガイド2023というのがありまして、睡眠不足により肥満のリスクが高まるということが指摘されておりまして、また運動習慣の定着や朝食の摂取等も推奨されております。

先ほど触れました全国体力・運動能力、運動習慣等調査におきましては、睡眠時間が十分に確保できていないと考えられる、睡眠時間が6時間未満と回答した本県児童生徒の割合は、小学校5年生男女、中学校2年生男子においては全国平均を下回っております。ただ、中学校2年生の女子に関してのみ全国平均値を上回る状況となっております。

あと食生活につきましては、小学校6年生と中学校3年生を対象とした令和6年度全国学力・学習状況調査におきまして、朝食を毎日食べていると回答した本県児童生徒の割合は、小学校6年生で83.6%、中学校3年生で80.4%と高い割合を示しておりまして、全国平均を上回っております。一方、全く朝食を食べていない、余り食べていないという割合が、小学校6年生で6.8%、中学校3年生で7.6%と、一定数見られる状況でございます。

大塚明廣委員

睡眠時間が6時間未満ということで、昔と言ったらあれなんですけど、健康な睡眠時間の取り方とは到底言えないわけです。

特にスマホなどを使って、そういうこともあったりするんだと思うんですけど、実は韓国で、十数年ぐらい前に、子供たちがずっと深夜もスマホを使っていたりまして、親御さんがかなり政治的にトップに近い位置にある子供が、夜間にスマホを使っていたりまして、精神的に異常状態で自殺なされたという例がありました。それを契機に韓国では、スマホは深夜0時を超えて使ってはならない、シンデレラ法が導入されました。

スマホを使うことによって、睡眠時間6時間というのは、医療の面から到底、健康な睡眠時間の取り方とは思えないんです。分かっている範囲で結構なんですけども、6時間未満というのはどれぐらいの割合になっているか分かりますか。

月本体育健康安全課防災・健康食育推進幹

ただいま大塚委員より、睡眠時間が6時間未満と回答した児童生徒の割合について御質問を頂きました。

令和6年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査におきましては、小学校5年生の男子が2.8%、女子が2.3%、中学校2年生の男子が6.6%、中学校2年生女子が11.0%と、先ほどの繰り返しになりますが、中学校2年生女子のみ全国平均値を上回る状況となっております。

大塚明廣委員

約10%の方が6時間未満というのは、子供の取る睡眠時間としては本当に良くないです。そういう中で、生活習慣を確立する意味での、県教育委員会としてのこれからの対策についてお伺いしたいと思います。

月本体育健康安全課防災・健康食育推進幹

ただいま生活習慣確立のための県教育委員会における対策について御質問を頂きました。

県教育委員会におきましては、望ましい生活習慣の確立のために平成27年度から、生活習慣改善プロジェクトを県内全ての学校において実施しております。

内容としましては、睡眠や食事などの振り返りや肥満傾向児童生徒を対象とした個別指導を行うとともに、令和4年度からは市町村教育委員会との連携により、元気なあわっ子！外遊び推奨事業を開始し、本年度は実施市町村を拡大して、小学校における外遊びを促進しております。

また、子どもの体力・運動能力向上対策委員会を設置しまして、全ての小中学校で体力向上計画を作成するとともに、学校への指導者の派遣や研修会などを行って、学校体育の充実や運動習慣の形成を目指しております。

インターネット等の使用につきましては、先ほど触れた生活習慣改善プロジェクトにおいて継続的な取組を続けるとともに、インターネットの使用につきましては、どうしても家庭が主となって子供と共に実施する生活習慣の改善が不可欠ということから、今後も保護者の理解の下、医師会等関係機関、専門家、地域と連携を図って、学校における健康課題への対応を進めてまいりたいと考えております。

大塚明廣委員

古い話で恐縮なんですけど、私たちが子供の頃は、外でしか遊ぶ所がないから遊んでいたわけですが、だんだん外で遊ばなくなったということは、先ほど言いましたように、社会全体の状況などで難しい部分もあると思うんですが、ただ、だんだん子供さんが減った中で、親御さんは過保護になっていると思うんです。例えば、学校に通学する、小学生もそうですけど、中学生、高校生も少し雨が降ってきたとか、少し寒いから車で送り迎えしているとか、ちょっとしたことでやってしまいますよね。確かに親御さんにとっては、安全上そういうことが良いと思ってされているんですけど、子供の時代から歩かない傾向というのは、歩かさない傾向と言っているか分からないけど、そういう中で大事な、運動の根幹になるのは歩くことです。歩くことをなかなかさせないというか、しなくなるような状況というのが出てきていると思います。

よく言うんですけども、健康は子供の時代から始まり、また大人でいろんな障がいが出るわけです。私は運動習慣とか、それによつての生活習慣病克服のためにいろいろやってきたわけですが、歩く、それもできたら階段があつたり、少し負荷の掛かる所での運動というのは、体全体にとってすばらしく良いことです。それをやっている方は本当に健康な状況が続きますし、生活習慣病も少ない。そういう生活習慣の中に運動習慣をきちんと取り入れるということは、子供の時代から非常に大事だと思うんです。

今の教育委員会としての取組を言っていたいたんですけども、更に歩くということ、動くということ、自分の体で動くということ、それが非常に大事になります。これからの

社会において、いろんな行動をするときに、自分で歩いていくことを念頭に入れることによって、全てがうまくいく可能性の一番根幹なんです。それを是非、引き続いてやるように、県教育委員会としても、子供の健康のためにやっていただきたいと思います。

もう一つですけれども、県内の子供たちの口腔内、虫歯ですね。歯槽膿漏については、子供時代に分からないというところもあるんですけども、学校における歯と口腔の健康づくりについての取組について伺いたいと思います。

月本体育健康安全課防災・健康食育推進幹

ただいま県内の子供の虫歯、口腔内の健康について御質問を頂きました。

令和6年度の学校保健統計調査におきまして、虫歯、う歯がある本県児童生徒の割合は、17歳を除いた全ての年齢で全国平均値を上回る状況でございまして、昨年度と比べても僅かに増加しているような状況です。

各学校におきましては、虫歯や歯周病について学習するとともに、よく噛むことの大切さや歯磨きの仕方等を指導するとともに、例えば保健だよりとか学校保健委員会、あと検診結果の通知を通じて、保護者への啓発に努めているところでございます。

教育委員会におきましては、県歯科医師会と連携して、歯と口の健康週間での取組について周知するとともに、新任の養護教諭の研修会において、歯と口腔の健康に関する講義なども行って、指導力の向上を図っております。

また、今年度からは各学校の事情に合わせて虫歯や歯周疾患を予防するための専門家を派遣して、児童生徒、教職員、保護者等の講演や指導、助言を実施しており、予定ではありますが、県歯科医師会の御協力により、子供の噛む力、噛むことの大切さを推進するような活動も予定しております。

大塚明廣委員

口腔内の健康というのも非常に大事なところなんです。御承知のように、歯周病自身は糖尿病との関連性が非常に強いです。それと口腔ケアは、実は人間が年を取っていったダメージが来てはいけないのが、まず歩くこと、歩行能力ですね、この次に大事なのはえん下能力です。飲み込む力がなくなって、誤えんして亡くなる、肺炎を起こして死ぬこともあります。

そういう中で口腔内を強くする、きれいにする、清潔にするということは非常に大事なことです。子供の時から口腔内を自分できちんとケアして守っていくという習慣付けをきちんとやるのが非常に大事なことです。そういうのをきちんと習慣付けできるように、県教育委員会としても御指導を続けてやっていただきたいと思います。

健康状態については、いろんなことがあるんですけども、運動習慣、口腔ケア、そういうのは大きな柱になります。それと、子供時代に楽しいことをするというのも非常に大事なんですけども、動く楽しさ、体を使って動く喜び、それを覚えていただくということも非常に大事です。

今、地球の状況というのは非常に良くないんですけども、子供の時代から、例えば野原に入ったり、それから山の中に入ったりとか、そういう自然と触れ合う機会、体力を使って、そういった自然のものと接触をするということが非常に大事なことです。

教育委員会としてもそういう習慣付けを是非、子供の時代に付けていただくように、力を入れて途切れなく確実にやっていっていただきたいと思います。

岡佑樹委員

答弁は結構ですので、先に 1 点、要望させていただきたいと思います。

事前委員会で聞いた徳島の未来を拓くグローバルリーダー育成事業については、御説明も頂きました。正直に言って、外へ外へ、とにかく海外へ行くことがグローバルなので、海外へ行くことがいいんだというような意識が、余りにも先行し過ぎてるように非常に感じています。

恐らくこれに申し込んでくるのは高校生とかなんですけれども、その子らが日本国内で行っていないところがないくらいいろんな所を回って、日本のこと、自分の国のことを勉強したのか。そんなことはないですよ。まずは自分たちの国であつたりとか、自分たちの地域のことをしっかりと学んだ上で、更に外へ行ってこういう勉強をしたいというんだつたら、それは否定するものではないんですけれども、余りにもその視点が欠けてはいないかなということ、非常に懸念しております。

一番怖いのは、徳島の代表、日本の代表として行くわけですね。その子らが、例えば海外の人に日本のことを聞かれて、いや、よく分からないということ言われたら困るんです。非常に困る。

だから、そういうこともそれこそ幼少期から、自分の国の生き立ちであつたりとか、自分の国のアイデンティティというのをしっかりと持てるような教育環境というのを、海外へ行く前にしっかりとやることを強く要望しておきたいと思います。早い段階のほうがいいと思いますし、まずは自分の国、日本国民であるということもしっかりと持った上で、そういう所に行って関心を持ってということをやっていただきたいということが 1 点。

あと、せっかく国からも経費が出ることでしたけれども、県からも、もちろん経費を出すということですから、その後の、後追いというか、行ったことによって、どういう感覚を受けたのかとか、それによって、例えば目標としていたものが変わったかとか、将来的にはこういう方向へ進んでいきたいというふうになって、更に言うと、そこからどういふような進み方をしていったのかというのもできたら、追跡調査ではないんですけど、確認というか、チェックをしていただきたいと思います。せっかく予算を掛けてやることですから、それがどう子供たちの成長に生かされているのかということは、またフィードバックできるような形で、しっかりとやっていただきたいことを要望しておきたいと思います。

短く、そんなに長くするつもりはないんですけれども、今回の報告にありました徳島県公立高等学校の在り方検討会議についてお聞きしたいと思うんですが、本会議でも、学区制を廃止するので公立高校の更なる特色化、魅力化が急務であるというような話がありました。

これから進めていくんでしょうけれども、特色化、魅力化はどういう議論の仕方をするのかということ、令和 8 年 12 月までに 8 回程度開催して、恐らく報告書をまとめるということになるんでしょうけれども、公立高校の特色化、魅力化は、最終的にどこがやるのか。教育委員会が決めるのか、各学校が決めるのか、その辺の今の考え方というのを教えていた

だいてよろしいでしょうか。

青木教育創生課長

ただいま岡委員より、公立高校の在り方の検討について、特に学校の特色化、魅力化についてどのように議論をしていくのか、最終的にどういう形で方向性を決めて取組を進めていくのかという 2 点、御質問を頂いております。

まず、どのように議論をとということでもありますけれども、特色化、魅力化という部分については、いろんな意味があるかと思います。これまでも県教育委員会として、いろんな形で、専門学科の再編・整備から始まり、普通科で専門学科を設置するとか、スクール・ミッション、スクール・ポリシー、こういったものを策定、それを生かした学校の特色ある取組の推進などに取り組んできたところではあります。昨年度の通学区域制の有識者会議、あるいは県議会での委員会や本会議の中でも、もっともっと更なる魅力化、特色化を図っていく必要があるという御意見を頂いております。

具体的にどういう形で進めていくかなんですけれども、こちらについては、様々なお立場からいろいろ御意見を頂いた上で、具体的な取組を進めていきたいと思っております。例えば、多様な主体による更なる魅力化、特色化というところで、企業であったり、大学であったり、地域住民の方々であるとか、そういった多様な主体との連携、協働というもの一つあると思いますし、加えて、新たな学科であるとか、コースであるとか、魅力ある教育課程の新設なども考えられるかと思いますが、このあたりは今後の議論の中で具体的な取組を検討していきたいと考えております。

もう 1 点、最終的にどういう形で取組を進めていくのかでございますけれども、この点は学校現場、校長先生のほうで取り組めるものもあると思いますし、県下全体で、魅力化、特色化を図っていくということで、県教育委員会として大きな方向付けをして取り組んでいくということもあろうかと思っておりますので、そこは内容によって検討し、実際の取組を進めていきたいと考えております。

岡佑樹委員

更なる特色化、魅力化って、反対する人はいないと思うんです。私自身も、当選させていただいて、1 期目の時からずっとこのことについては申し上げてきました。恐らく委員会でも議事録が残っていると思います。どこかで発言していると思います。

言うのは簡単なんですけど、やるのは非常に大変なんです。大まかな方針を出すといっても、特色化、魅力化で全県に波及するような大きい方針とは一体何なんですか。各学校で特色化していくんでしょう。各学校で自分のところに来てほしいという魅力化をしていくわけでしょう。こんな方向に行くよと大きい方針を出してどうするんですか。

国のやり方もよく似ていますがね。ここの部署ではないですけど、昔、当時は議員になっていましたけど、地方創生ということがいわれて、総務省だったかな、資料が来るんです。こんな好事例があります、こんなことをやったら成功します、予算が付きますみたいな。今まで日本の国はどこを切っても金太郎飴といわれていました。同じような町のつくりにして、同じような補助金を使って、それが桃太郎と金太郎と浦島太郎になるぐらいです。3 種類には増えたけど、別に地域の特色が出ているわけでは、似通っているけど、

少し違うところがあるのかなみたいなのところがぼこぼこできる。

別に特色化するんだったら、大方針を出さなくても、そもそも学校とか現場に任せればいいと思います。ただ、公立学校ですから校長先生は変わりますよね。私立とは違います。理事長さんがいて、ずっとその方針を堅持できるわけではないと思うんです。学校の特色化、魅力化をするとおっしゃっていますが、例えば決めるときの校長先生が決めたものを、次に来た校長先生は必ず引き継がなければならないのでしょうか。どのようにお考えになられているのか、お聞かせ願えますか。

青木教育創生課長

ただいま、校長先生が変わったら学校の特色ある取組はどうなるのかというような御質問だったと思います。

先ほど申し上げた、例えばスクール・ポリシーなどは、学校で教育方針を定めておりまして、それに基づいて、いろんな特色ある、魅力ある取組をやっております、そういう学校のポリシー、ミッションというのは、例えば校長先生が変わったとしても、引き継がれるものと考えております。

岡佑樹委員

だからスクール・ポリシーとか、スクール・ミッションも見ました。全校見たわけではないですけど、いいことを書いてあります。自立した子供たちを育てる、国際社会で活躍ができるようなと、どこも書いてあるではないですか。それはそうだなと思います。すばらしいことだなと思いますけど、みんな書いています。中身のところですよ。どこどこと連携します、企業と連携して何とかしますと、どこも書いてあるでしょう。どこかの学校とフランスの学校と提携して、インドネシアと提携して、だから僕は浦島太郎か金太郎かと言っているんです。

似たようなことを書いています。それなりにいいようなことを書いています。あれだったら誰でも引き継ぎます。本当に大卒のことしか書いていないです。大体言うことです。子育ての話とかしたら、優しくて、きちんと自分の意見を持って、それをきちんと伝えて、国際社会で活躍ができるリーダーとなれる子供たちを育てていくと、どこにでも書いてます。どこの学校も似たようなことを書いていると思うんです。

一体何が特色なんですか。突拍子もないようなことを書いてあるところがありますか。尖った人間を育成しますとって、この分野では突き抜けた人間をとにかく育成しますみたいなことが書いてあるのを見たことないですよ。中途半端なのではないですか。何のために特色付けをするんですか。何のために魅力付けをするんですか。その学校を選んでほしいからでしょう。地方創生戦国時代とか言っていますが、学校同士でも取り合いが始まるんです。全国で始まっていますし、私学に行っている子はいっぱいいるでしょう。

そうなったときに、今回の学区の撤廃にしても、文教厚生委員会を長らく離れていましたので、少ししか勉強できていないですけど、ほとんどの人は徳島市の第3学区の周辺部の人が、第3学区の学校へ来たいんでしょう。どう考えても、そのための学区制廃止ですよ。そこからまだ離れた所の方は、いや、うちの地域に子供たちがいなくなる可能性があるから、考えてほしいということをおっしゃってました。そういう意見がありました

よね。そういう多様な意見が、広く県民の意見があったにもかかわらず、時期まで決定してしまったんです。

やり方が問題ではないですか。学区制廃止することを前提に、県民の多様な意見を聞く。いや、その前に意見があっただろうと。無視したでしょう。知事は反対するような奴らは公開で討論でもしたらいいと言っていましたね。初めから学区制廃止ありきなんです。恐らく実績をうたいたいのでしょうけど、大問題だと思います。

令和11年度の試験からでしょう。令和10年度には全部できていなかったらいけないでしょう。新しい学科のことも、どのような学校にしていこうかというのを、全部決めておかなければいけないのです。次の子が選択できませんから。

間に合うと思いますか。取りあえずできましたと無理くりにも間に合わせるのでしょうけど、子供たちの将来が懸かっているんです。御父兄の方にしても、高校の選択はものすごく大きな選択なんです。それを期限を切って、やっつけ仕事みたいな、取りあえず8回会議しますと、そんないい加減なことで決められるんですか。教えてください。

青木教育創生課長

ただいま学区撤廃を見据えて、魅力化、特色化、あるいはその他のことが、しっかりできるのかどうかというような御質問だったかと思います。

県教育委員会といたしましては、令和11年度入試から学区撤廃という大きな方針に向けて、特色化、魅力化をはじめ、生徒の皆さんの主体的な選択が可能になるような入試制度の見直しでありますとか、その他、あらゆる点を含めて、高校の在り方についてしっかり検討して、検討会議自体は来年度まで8回開催ということでございますけれども、取りまとまった意見を踏まえて、実施可能なことはできるだけ早く取り掛かっていきたいと考えております。

岡佑樹委員

やり方が間違っています。国でも方針が出ていますよね。あれは学校の魅力化とかなのかな。まずは、拠点校というのを作るべきだったと思います。学区は残して、まずは地域の拠点校を作って、その地域の子供たちはそこを目指すと。それでも第3学区の学校へ行きたいという子供たちは、制限を掛けた上で別にチャレンジしてくれたらいい。そういうステップを踏みながら、徐々に、特色化、魅力化、うちの学校はどういうような子供たちを育てていきたいのかというのを具体的に落とし込んでいったら、最終的に学区なんかは撤廃されるものだと思います。特色化ができれば、状況を見ながらと、そのことをずっと申し上げてきました。

ここは担当が違いますけど、ホールもそう。アリーナは時期を言っていないですけど、期限を切って、急がなくてはいって、早く会議をして、会議体を作って、やり方が一緒なんですよ、やり方が。一体誰のためにしているんですか。中学生だったか、2年生の子供さんらにアンケートを取ったら、6割、7割の子が、今のままでいいですよと言っていたんでしょう。子供たちのためにと言うけど、誰のための制度なのか。違うでしょう。アンケートの結果を見たら違うではないですか。ほかの意見があっても無視するんでしょう。

本当に周辺部の人は大変な思いをしますよ。恐らく学力差も相当出てくるでしょう。徳

島市内でいる子が、それこそ自分が行きたいと思っていない遠くの学校へ行かされる可能性だって出てくるんです。その経費は。交通手段はJRですか。便数がどんどん減ってきていますよね。そんなことも、取りあえず期限を切ってから考えますということ自体が、余りにも常軌を逸していると思います。ホールはまだいいですよ。このことに関しては、本当に将来のことを考える大きい機会なんです。私は慎重にすべきだと思うし、後ろを切らずにしっかり議論するべきであると思います。

できなかつたらどうするつもりですか。誰が責任を取るのか。いや、特色化も特にはできませんでしたが、取りあえず令和11年度の試験からするんだと言うんですか。みんな出て行きますよ。徳島市内で自分が望んでいない高校や、遠くの高校に行かされる子は行かなくなりますよ。そういうことも考えてやったんですか、これ。到底、考えていると思えないんです。1年半ぐらい掛けてたった8回ぐらい会議して、はい、まとまりました、あとは学校でやってくださいですか。やっていることがいい加減過ぎませんか。機会の平等とか何とか言うんだらうけど、それだけではないでしょう。

地域の学校はなくなってもいいということですか。残すのですか。なぜ無理やり残すのですか。行きたい学校へ行けるようにしてあげたいんでしょう。徳島市内の学校が300人で定員オーバーするんだったら400人に増やしたらいいでしょう。そういうこともお考えなんですか。どこかの学校が潰れますよ。なくさなければいけないようになりますよ。現実問題として出てくることですよ、これ。違いますか。これも今から話をするのでしょうか。結論だけ切っておいて。時期を切って。その辺も今から考えますでしょう。

そんないい加減なことをしているから駄目なんです。あなたたちの意見を肯定するような人ばかり集めていない限りは、8回では済まないと思います。それをしていたら分からないけど。8回で済むでしょうけど。今までも異論があったのに、それを無視してここまで突っ走ってきたんでしょう。きちんと人の話を、多様な意見を聞いてください。異論には目をつぶって、耳を塞いで、強引に進めて、後のことは知らないみたいな、そんないい加減なことが通るわけがない。しっかり認識しておいてください。答弁は結構ですので、終わります。

井川龍二委員

私からも、今の岡委員の言うことは、全くそのとおりだなと思います。

私は校舎の関係で言わせていただきます。2年前にも質問したんですが、その時でも築五十三、四年という校舎が城北高校、徳島商業高校、城西高校とあるんですが、この古い校舎をどのようにしていくのか。普通の家なら50年。大方60年たった所で大切な子供たちが授業をしている。これはどのようにお考えなのか教えていただきたいと思います。

大和施設整備課長

ただいま井川委員から、城北高校などの古い学校についての御質問を頂きました。

県立学校施設の整備につきましては、まず県立学校施設の長寿命化計画を平成30年に策定し、令和元年度から順次、長寿命化改修を進めているところでございます。長寿命化改修につきましては、費用の縮減を図るとともに、築80年までの使用を目標として機能の維持回復を行う、長寿命化改修による整備を原則としております。

しかしながら、先ほど御意見がありました城北高校など、老朽化の進行が想定される昭和46年以前の建物につきましては、長寿命化改修によらず、築60年での改築を検討することとしております。現時点で昭和46年以前の建物を有する県立高校は、城北高校や徳島商業高校を含め16校となっております。

実際の改築に際しましては多額の費用を要することから、建物の老朽化の状況や、今後設置されます徳島県公立高等学校の在り方検討会議などの議論を踏まえまして、検討してまいりたいと考えております。

井川龍二委員

本当に金が掛かることですから、真剣に考えていただかなければと思うんです。

今の総合選抜制廃止という話からになるんですけど、徳島市内でも確かに城東高校、城南高校は新しい校舎で、徳島市外、遠い所からでも来たいという人が増えてくると思うんですけど、城北高校、徳島商業高校、こんな古い60年にもなるような校舎の所に来たい子が集まるんだろうかと、市内だけでもかなり偏在化するのではと思うんです。それをどのように考えるか。

私も城北高校のPTAもやっておりました。徳島商業高校のPTAもやっておりました。いろいろやっておりますが、私の地域の学校でも、どこの高校へ行きたいかといったら、一番近い城北高校を目指す子が余りいないんです。これはなぜかといったら、校舎が古い、制服がもう一つ。そういう形でみんな選ぶわけなんです。これが良いのか悪いのかは別として、市内でも大変な偏在化が起こってくる。これがましてや徳島市以外の学校は、もっともっと偏在化してくると思うんです。だから、その辺をどのように考えているのか答えていただきたい。

大和施設整備課長

ただいま井川委員から、古い学校の整備ということで御質問を頂きました。

例えばの例で、城北高校で説明させていただきます。先ほども申しましたが、改築を検討するというような回答をさせていただきました。

例えば城北高校におきましては昭和43年の建物、これは本館棟でございます。その奥にある北棟に関しましては昭和39年度、敷地内で一番古い建物になりますと、正門を入れて左側にあります図書館棟です。こちらが昭和36年の建物になってございます。実際に60年を超えておるのが実情でございます。長寿化計画の中では、この三つに関しましては改築を検討するということになっております。

ただ実際、改築に際しましては、生徒さんもいらっしゃいますので、改築の手法であるとか、方法をどうするかというのを今後、検討するべきだと思っております。

現地建替えということになりますと、仮設校舎が必要であったり、また音の問題で生徒に大変迷惑をお掛けすることになります。ただ、城北高校に関しましては、敷地が非常に広く、また使っていないプールの場所もございますので、そちらに建てるという考え方できます。

ですので今後、検討して、改築を踏まえて、十分検討してまいりたいと考えております。

井川龍二委員

改修ではなくて全部、学校ごと、どれも古いですから、例えば城北高校でもやり替えな
いといけない時期だと思うんです。そもそも。

とにかく、一つの学校を建てるだけでも、建て直すのだったら何十億円掛かるわけ
ですし、そんな学校が何校もあるのでしたら、それよりも、先ほど言っていた徳島県公立高等
学校の在り方検討会議ですか、もっと再編も含めて考えて、1校で何十億円掛けてするん
だったら合併して、それでやったほうがずっと効率的だし、同じような環境を整えてあげ
なかったら、子供もかわいそうだと思いますし、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

先ほども言っていた徳島県公立高等学校の在り方検討会議なんですけど、これから何と
か8回するとか言っていますが、できることならば、途中の結果でもいいですから、こ
ういう議論が上がったというようなことを、この委員会に報告していただければ有り難い
ところであります。

学校のほうは、とにかく改築。徳島県はたくさんお金があるんでしょうね。アリーナ、
ホール、どんどん新しくなる。せめて明日を託す子供のために新しい校舎で、きれいな環
境で、勉強させてやっていただきたいたと切にお願いします。この件に関しましては、こ
までとさせていただきます。

あと、今年の2月、徳島県高等学校PTA連合会で5,000万円が無くなっていたという
ことについて。

私は徳島県高等学校PTA連合会の副会長もやっていましたので、その時から確かに結
構お金は持っていました。しかし、そのお金というのは過去何十年の保護者の方、そして
先生方から頂いたお金が、余ったのではなくて使い切れなかったというか、それがだんだ
ん累積したお金だったと思うんです。ですから、ものすごい数のお金が入っていたお
金なんですけど、それを使い込まれたということで、学校、PTA関係者に大きな衝撃を与
えていると思います。

重大な事案発生後、徳島県高等学校PTA連合会は現状、どのようになっているのか教
えていただきたい。

新開生涯学習課長

ただいま、前会長による着服事案判明後の徳島県高等学校PTA連合会の現状というこ
とで御質問を頂きました。

今般の着服事案につきましては、去る2月14日、説明会が開催されまして、役員から各
学校、PTAの代表に事案の説明が行われた後、3月中旬にかけまして、各学校でも順次、
会員に対する説明がなされております。今事案を受けまして、各学校からは団体の会計管
理の透明性、組織運営の改善など、再発防止を求める意見が多くなされたということであ
ります。

役員を中心に再発防止に向けた具体策を取りまとめ、当面の団体運営と併せまして、内
部での協議を進められた結果、今月10日の総会をもちまして、新年度の体制がスタートし
たところと聞いております。

井川龍二委員

とにかく、県から直接補助金等は徳島県高等学校PTA連合会には行っていないんでしょうから、教育委員会とは別組織ということなんでしょうが、多額の着服被害を受けて、団体として、資金繰りが厳しいと思われております。何か、視察に行くのにお金を引き出そうとしたら、お金が無かったことからそれが発覚したということを知っております。どのように団体の活動を再開していくのかということで、御意見を伺えたらと思います。

新開生涯学習課長

今後、団体の活動をどのように継続していくのかということで御質問を頂いております。

事案の公表後、徳島県高等学校PTA連合会におきましては、今後の活動につきまして、各学校からの意見を集約し、団体内部の協議を進めた結果、活動を継続するという決定に至ったところでございます。

当面ですけれども、会費を主な財源としまして、事業規模の縮小や事務局運営の効率化など経費節減に努め、安全互助会事業や保護者向けの研修の機会といったものは確保しながら、県内PTA組織の相互連携を担う徳島県高等学校PTA連合会としての機能を維持していくと聞いております。

井川龍二委員

これから再発防止に取り組んでいくということでございますが、とにかく会長がいて、事務局もなかったということでございますので、どのように取り組んでいくのか教えていただきたいと思っております。

新開生涯学習課長

今後、再発防止にどのように取り組んでいくかということでございますが、今般の着服事案の発生要因につきましては、前会長単独による出納管理、それから団体での会計監査の機能が十分に働いていなかったということを、徳島県高等学校PTA連合会も認めているところでございます。このため3月には、長らく不在でありました事務局長ポストに新任の方を採用されまして、事務局体制の立て直しを図っているところと聞いております。

また、会計の管理体制につきましては、新たに取扱規定も策定されまして、会計担当者、点検者、監査実施者による組織的な事務処理体制で行っていくこと、それから毎月の収支状況を確認されたり、第三者立会いによる監査の実施など、適正化に向けた取組を進めていくこととされております。

井川龍二委員

徳島県高等学校PTA連合会も継続していくと決まったということで。私が役員をしたら、解散しないかと大声で言っています。こんないい加減なのは、解散しろと言うところではありますが、それでも再開していくと決まったということでございます。とにかく組織もたくさんの保護者の方がいらっしゃいますので、徳島県高等学校PTA連合会の今後に不安を抱く関係者も、まだまだ多いと思っております。

県教育委員会として、どのようにそれを払拭していくのかということをお聞きかせいた

だきたいと思います。

新開生涯学習課長

今後、徳島県高等学校 P T A 連合会に対し、県教育委員会としてどのように対応していくのかということでございますが、徳島県高等学校 P T A 連合会では今後、信頼回復に向けて取り組まれようとしているところでございます。厳しい状況での団体運営に、関係者の方々の不安というのは大きいものと推察され、引き続き各学校の学校運営や、生徒たちの学校生活等への影響などを注視していく必要があると考えております。

県教育委員会といたしましても、団体の対応状況を随時把握し、団体からの相談に適切に対応していくとともに、各学校との緊密な情報共有、連絡調整を図ってまいりたいと考えております。

井川龍二委員

予算が行っていないからといって、他人事みたいに考えないで、大切な P T A という会でございますので、教育委員会も真摯に受け止めて今後、再発防止というか、より良い P T A 活動ができるように力添えをしていただきたいと思います。

先ほども言いましたが、尖った学校づくりということで、私も代表質問等で言いましたが、北海道などは、町立、村立の高校とか、たくさんあるんです。地域が、みんなが学校を村の存続と一緒に考えて、一生懸命尖った学校づくりを頑張っております。徳島県は危機的な状況が近付いていると思いますので精一杯、地域とか、県教育委員会とかが、力を合わせて頑張りたいと思います。

東条恭子委員長

午食のため休憩いたします。（12時07分）

東条恭子委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時12分）

それでは質疑をどうぞ。

竹内義了委員

午前中に、最後のほうで議論がありました学区の撤廃のことについて、少し私見を述べておきたいと思いますが、高等学校の魅力化、特色化というのに懐疑的です。

というのは、井川委員がおっしゃっていましたが、いろんな統廃合の問題が、避けて通れないというような状況が県西部でもあって、池田高校で、池田高校本校、池田高校三好校、池田高校辻校という三つの学校が、果たしてそのままでいることができるのかという懸念がありますし、同様の御意見も頂戴しております。間違いなく学区制が廃止になったときに、子供たちは徳島方面に向かいますので、学力とか、いろんな格差が、恐らく顕在化するんだろうなという懸念が拭えないので、慎重に対応を図るべきであると。今の段階で言うのはどうかなと思いますけれども、そういう声があるということも重々承知をしていただいて、取組を進めてほしいと思います。

教育委員会には1点だけです。全国的に教員の不足が深刻化しているということです。去年の暮れのニュースで、高知県の教育委員会が、小学校教員採用試験で合格した7割超えが辞退をすると、280人を合格にして、うち204人が辞退をしたというようなニュースがありました。深刻な課題であると思いますし、徳島県で実際どうなのかというところが正直分からないので、そのことをお伺いしたいと思います。

若い世代の方が教職に就いて、張り合いを持って仕事をして子供に向き合っていただくということが求められると思いますので、まずは教員不足の状況が、どのような状況なのかお伺いしたいのですが、そのことについて徳島県の状況と、いわゆる毎年の先生への志望者数、受験者数とか、それともし採用辞退者の数があるのであれば、お伺いしたいと思います。加えて、経年でその推移とかが分かりましたらお教えいただきたいと思います。

井利元教職員課長

ただいま教師不足について御質問を頂きました。

少し古い調査結果になるのですが、令和3年5月1日に全国調査がございました。その折に、全国ではおよそ2,000人の不足が発生しており、本県では9人でした。

その後、調査につきましては、人数の調査ではなくて、毎年、前年度比で同程度であったのか、あるいは悪化したのかといった調査が続けられておったところですが、多くの自治体が同程度、又は悪化したと答えていたことから、全国的には依然として教師不足が厳しい状況にあると考えられます。

本県の状況については令和4年度以降、前年度比で同程度、やや悪化、そしてまた同程度という形で推移してきたところです。

文部科学省調査によりますと、教師不足の要因としては、特別支援学級の増加でありますとか、産前休、産後休、あるいは育児休業、又は病気休暇等の取得者が増えたことなどが挙げられております。

本県の今年度の状況といたしましては、昨年度と比べて不足数は若干増加をしておりますが、産・育休や病休等に伴う一時的なケースが多く、既に配置しております加配教員等によって補えている状況であるため、他県のような学級担任不在でありますとか、教科担任不在は生じておらず、必要な授業ができないなど教育活動に支障が生じる状態とはなっておりません。教師不足の現状については、以上でございます。

もう1点、教員採用審査の志願者の状況について御質問を頂きました。

本県のここ3年間の教員採用審査における志願者数は、令和5年度というのは令和4年度の実施ということになります。令和5年度審査では1,194名、令和6年度審査におきましては1,146名、令和7年度審査におきましては1,082名と推移しております。今年度実施の令和8年度審査の志願者数につきましては現在、公表に向けて最終確認中ですが、昨年度より若干減少している状況にあります。

令和7年度の本県の教員採用審査の競争倍率を見ますと、小学校で2.8倍、中学校で4.5倍、高等学校で6.7倍、特別支援学校で1.7倍、全校種全体で4.3倍となっています。文部科学省が公表しております令和6年度分の実施状況調査が比較できる最新のデータとなりますが、全国の全校種全体の倍率は3.2倍で、本県の令和6年度実施の倍率は5.5倍となっており、全国より高い倍率を示しております。当該調査では、本県は各校種とも全国

平均と同等か、それ以上の倍率を維持しております。

こうした志願状況で実施しておるところでございますが、さらに辞退の状況はどうかという御質問も頂いております。

令和 6 年度実施になりますが、令和 7 年度教員採用審査では全校種、職種を合わせて 226 名の A 合格を出しました。そのうち採用辞退の届けがあった者は 12 名です。率にすると 5.3% であり、この数字は例年とほぼ同じ状況にあります。辞退の理由といたしましては、主に県外出身者が出身の都道府県等と本県の採用審査を併願し、結果、第一志望の都道府県に合格したため、本県の採用を辞退するケースがほぼ全てとなっています。本県の場合、本県を第一志望とする受審者が多いこともありまして、結果、辞退者は少ない状況になっております。例年、一定数の採用辞退があることを想定して B 合格者を決めておりますので、B 合格者を繰上採用することで、次年度の採用予定人数は十分確保できている状況です。

今後とも、採用予定人数が確保できない状況が生じないように、受審者の志願状況の把握に努め、確実な B 合格者の確保を図ってまいろうと考えております。

竹内義了委員

報道を見た中での質問なので、高知の状況は、数字的には特殊だろうと思いますが、今の答弁でしたら、徳島県の志願者も含めて、徳島県で教員になりたいというケースが多いということなののでしょうか。高知の要因は何なのですかと聞くのは変なんですけど、どういう状況が考えられますか。

井利元教職員課長

今、高知県におきまして採用辞退者が多い要因という御質問を頂きました。

推測するところではございますが、高知県は全国でも非常に早い時期に教員採用審査を実施しておりまして、他県とほとんど同じ日になってない。しかも一番最初に近いぐらい早い時期にやっておりますので、多くの教員志願者が、例えば力試しでありますとか、あるいは、自分が第一志望の県と併せて非常に併願しやすい状況にあるので、本来は高知県が第一志望でないのに受審している者がかなり多いのではないかと推測しておるところでございます。

竹内義了委員

明日は我が身と言ったら変かも知れませんが、十分高知県の状況も調査していただいて、辞退者が現実的には少ないということですので、そうした傾向が続くように対応をお願いしたいと思います。

もう一つお伺いしたいのは休職、それから離職、そういう数についてもお伺いしたい。とりわけ若い世代の方が、もしかすると教職から離れて別の道を歩まれるというようなケースも多々あるのではないかと思いますので、休職、離職の状況も推計が分かりましたら、お伺いしたいと思います。

井利元教職員課長

若手教職員の休職の状況、また離職の状況について御質問を頂きました。

本県におきまして、令和 5 年度に病気休職をした教職員は 57 名であり、そのうち特に疲れているというようなことで、精神性疾患により休職した教職員は 38 名でございました。これは令和 4 年度より 3 名増加しております。精神性疾患により休職した 38 名のうち、いわゆる若年層、20 代は 4 名、30 代は 9 名でございました。20 代は、前年度に比べて 1 名減、30 代は 5 名増の 9 名という形です。

10 年ほど前から、病気休職者、精神性疾患による休職者、共に減少傾向が続いております。令和 3 年度には病気休職者が 50 名、うち精神性疾患によるものが 29 名、そのうち 20 代が 3 名、30 代が 6 名というところまで下がっていた状況でございました。ただ、令和 4 年度、5 年度と、少し増加の兆候が見られているところでございます。令和 6 年度の状況につきましては現在、集計中でございますが、令和 5 年度と比べ、若干増加する見込みとなっております。

精神性疾患による休職は、一番多いのは 50 代なんですけれども、教職員全体の年齢構成を考えますと、必ずしも若手教職員の休職が少ないとはいえないところでもございます。現在、休職に至らないまでも、採用 1 年目からメンタル不調を来す若手教職員も出ていることから、県教育委員会といたしましては、採用後、スムーズに仕事に移行、なじんでいけるようにということで、様々な研修を用意したりとか、また令和 4 年度からは、新規採用教職員等カウンセリング事業を開始して、新規採用職員の支援に取り組んでおるところでございます。

引き続き、働き方改革の推進でありますとか職場環境の整備、そして各種相談支援事業等の積極的な活用促進を通しまして、若手教職員をはじめ全ての教職員のメンタルヘルスの保持増進に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、若手教職員の退職、離職の状況についての御質問ですが、本県におきまして令和 5 年度に退職した教職員は 60 代を除くと 92 名です。そのうち 20 代、30 代の若手教職員は 29 名です。20 代が 18 名、30 代が 11 名でございました。この数は令和 4 年度より 2 名減少しております。ここ 10 年ほどは、20 代、30 代の若手教職員の退職は、おおむね 25 名前後で推移しており、令和 3 年度以降、やや増加の兆候が見られております。令和 6 年度の状況につきましては、現在、集計中でございますが、令和 5 年度と比べ、若干増加する見込みとなっております。

20 代、30 代の若手教職員の退職理由といたしましては、転職によるものが、ほぼ全てでございます。他の都道府県にゆかりのある教職員が、ゆかりのある都道府県等の教員採用審査を受審し、合格したことにより年度末に退職し、他県へと転出するケースが、その大半を占めております。例年、一定数の早期退職者が出ることを想定して教員採用審査の合格者を決めておりますので、年度当初におきまして、前年度の早期退職が直接の原因となって教師不足が生じることはございません。

また、本県の教員採用審査において、現職教員を対象とした特別選考を実施するとともに、令和 5 年度からは県外の現職教員を対象とした秋選考を実施し、令和 6 年度には 5 名、令和 7 年度には 10 名の県外現職教員を採用しており、県外への教職員の流出がある一方で徳島県出身者を主なターゲットとして、県外から広く人材の確保にも努めているところでございます。

竹内義了委員

メモを取っていたら、だんだん分からなくなりましたのでけれども、要するに今のところの見解としては、例えば精神性疾患とか、そういうことで退職につながったとは考えにくいといえますか、先ほどの数の差異でいうと、復職にもつながっているというようなことだろうと受け止めておきます。

そうは言いながら、先生の成り手不足というのは全国的な課題だろうと思います。報道等で見ますと、いわゆる学校現場の閉塞性とか、閉鎖性とか、保護者との関係性とか、いろんな要因があって、しっかりと転職できたり、次につながっているというケースもあるのだろうと思いますけれども、若い先生方が希望を持って働かれて、しっかりと本質的な役割を果たしていただくということが求められる立場だと思っていますので、是非、今おっしゃっていたようなケアも含めて十分対応していただいて、もし変なことがあるのであれば、早期に解決ができるような、それからオープンに何でも話ができるような職場づくりの展開をお願いしたいと思います。

少し時間がなくなってきましたが、もう 1 点、言っておきたいのは、先ほどの資料でも出されましたけれども、時間外の勤務はそれなりに減ってきたとはいいながらも、一定程度あるというのは事実だろうし、その状況と、もう一つ、教育委員会に言ってもどうしようもないことなんですが、教育公務員特例法の関係とかで時間外勤務の概念さえも、余りはっきりしていない職場ですから、今の時代と違うのだろうと思います。

労働時間と給与との関係性が、捉え方として薄い職場の一つだろうと思いますので、きちんとそうしたことの学校現場への徹底といえますか、時間外勤務はしないというところが原則だろうと思いますけれども、うやむやになっていますから、そういうところにもしっかりと目を光らせていただいて、高知県とは違う、しっかりと採用ができて、辞退者がなくて、安心して健康に、体も精神も、しっかりと落ち着いて働けることは、子供たちに良い影響を与えたいと思いますから、是非そういうところに気を遣っていただいて、頑張ってくださいということを申し述べて終わります。

元木章生委員

先ほどから議論がなされておりますように、本県教育界は、少子化、グローバル化、デジタル化、そして高校の無償化など、様々な時代の潮流の中で、県内公立高校は厳しい競争環境にさらされておると認識いたしております。そういう中、学区制廃止などの諸問題解決のために、あらゆる方策を総動員していく必要があります。特に教育面における特色づくりは進学、就職のみならず、将来を担う人材づくりに直結すると考えております。

つきましては、県内公立高校の魅力化において、教育面で特色のある事例を教えてください。

金岡高校教育課長

ただいま元木委員より、高校において学習面、教育面で、特色のある事例についてお尋ねがありました。

生徒一人一人の多様な実態に応じた教育活動を実施している事例としましては、例えば

鳴門高校においては、鳴門教育大学と連携しながら、将来、教員として地元で活躍できる生徒を育成することを目的にEducationプログラムという教科を設定しているところです。

また、徳島中央高校においては、基礎学力の定着を図り、学びに向かう姿勢を育成したり、社会人として必要な基礎的な学力を養い、将来にわたって自ら学ぶ資質能力を育成したりすることを目的に、ホームルーム担任、それから副担任の指導の下で、毎日10分間の短時間学習を行う教養という教科を設定しているところです。

元本章生委員

幾つかの事例をお示ししていただきました。こういった特色ある取組をもっともっと強化していただきまして、学校の個性を作り出して、それを情報発信していくことで、本県教育の底上げにつなげていただきたいと思います。

教育面を含めまして、高等学校が魅力化、特色化を進めていくのは重要なテーマであると思っております。全国を見渡してみますと、オンライン英会話ですとか、AIを活用した個別最適化学習、海外とのリモート交流等、ICTの活用によりまして、都市部と地方の教育格差を補っている事例もございます。

また県内でも、私の地元の池田高校などもそうなんですけれども、都市部から越境入学する生徒を受け入れて、寮の整備ですとか、観光部門などとの連携を通して、子供たちの育成につなげていただいている取組もございます。

魅力化、特色化に当たりましては、部活動など課外活動も大きな役割を果たすと思えますけれども、先ほど、竹内委員からもお話がございましたとおり、教員確保を進めていく上では、教職員の働きやすい環境づくりも大変重要なテーマであります。現場の先生方が極力、正規の勤務時間内で業務を終え、ゆとりを持って子供と向き合う日々を過ごすことができるよう、学校現場での働き方についても、不断の見直しを行いながら積極的に進めてほしいと思います。

次に、特別支援教育分野におけるデジタル機器の有効活用の観点から伺いたいと思います。

少子化が叫ばれる中、本県におきましては、小学校、中学校、高等学校などの児童生徒数は、ここ10年間で約7万8,000人から約6万6,000人へと15%程度減少している一方、特別支援学校に在籍する児童生徒については、ここ10年間で967人から1,021人、6%増加しており、障がいの程度や種別にかかわらず、障がいを持つ子供たちが安心して暮らせる徳島づくりを進めていくことが重要であります。

ICTは学校現場を大きく変化させておりますけれども、なかでも学びに困難な課題のある子供たちが、学びのスタートラインに立つことに役立ててはどうかといった有識者の指摘もございます。特別支援教育において、公立学校や支援学級ではタブレットやパソコン、補助入力装置、遠隔授業などを活用し、生徒の意欲、理解力の向上に効果が出ていると認識をいたしております。一人1台タブレットを活用して、個別最適な学習により、子供の学習深度に合わせた授業展開が可能になるのではないかと考えております。

地元の特別支援学校においては、重点目標としてICTを活用した学習活動が位置付けられており、GIGA推進課にGIGAスクール推進委員が配置されているほか、GIGAスクール推進委員会において、防災対策や交通安全の推進、情報セキュリティへの取組

がなされていると伺っております。

つきましては、特別支援教育におけるICTの活用状況について、お伺いいたします。

中山特別支援教育課長

ただいま元木委員より、特別支援教育におけるICTの活用状況について御質問を頂きました。

障がいのある児童生徒や、特別な支援を必要とする児童生徒にとりまして、ICTは障がい等による学習上、又は生活上の困難さを改善、克服するための有効な支援ツールとなっております。

例えば視覚障がいのある児童生徒においては、文字や資料の拡大表示、音声による読み上げ機能の活用など、聴覚障がいのある児童生徒においては、自動字幕起こしや写真動画等による視覚情報の取得など、見えや聞こえの困難さをICTの力で補助しているような状況がございます。

また、重度の肢体不自由のある児童生徒においては、目の視線を使って文字を入力して意思を伝えたり、絵を描いたりするなど、残存能力とICT活用によって、子供の可能性が広がっているような状況がございます。

また、知的障がいのある児童生徒においては、写真や動画の提示に加え、ICTを活用した拡張現実や仮想現実の導入による疑似体験によって、物事の理解が促進されているような状況がございます。

これらの支援につきまして、一人1台端末により、全体に対する一律な支援ではなく、必要な支援を、必要なときに、必要なだけといった具合に、個人カスタマイズできるような状況と今なっております。さらに現在、一部の特別支援学校におきましては、一人1台端末を学校と家庭との連絡帳として活用しており、学習や活動の様子を写真や動画で共有するような取組も推進しているところでございます。

元木章生委員

特別支援学校における取組状況に関しまして、その代表事例をお示ししていただきました。

特別な支援を必要とする児童生徒の中には、学びにくさを抱え、学習面でのつまずきが見られる子供もいらっしゃると思います。デジタル技術を有効に活用して、子供の学習深度に合わせた学習が可能になると考えますが、具体的な取組事例があればお伺いしたいと思います。

中山特別支援教育課長

ただいま元木委員より、ICTの活用により、子供の学習深度に合わせたような個別最適な学習が可能になるのではないかとということで、取組事例を教えてくださいとの御質問を頂きました。

特別支援学校等におきましては、障がい特性ですとか発達段階等に応じて、実態が様々なお子様たちが在籍していることから、個別の教育的ニーズに応じた学習活動を行うとともに、その中でICT機器の操作ですとか、アプリの操作を含めたような、活用能力の育

成を図っているところでございます。

教科学習の基礎となります国語と算数については、各学校において十分に時間を確保しながら指導に当たっていることから、本県ではつまずきやすい学習内容について、一人一人が自分に合った学習課題ですとか、自分のペースで繰り返し学ぶことができる学習教材eラーニングを準備しております。一人1台端末の活用によって学校から、また家庭からサイトにアクセスして、学びを深めることができるような環境を設けております。

また、授業におきまして生成A Iの活用も取り入れておりまして、作文ですとか、イラスト作成の苦手な分野を、生成A Iからサポートを受けながら自ら学習を進めたり、生成A Iを相手に個々に面接の練習や進路相談を行ったりするなど、I C Tを活用した新たな学習スタイルにも取り組んでいるところでございます。

県教育委員会としましては、現在取り組んでいる取組の成果を好事例として発信するとともに、横展開を図り、障がいのある児童生徒一人一人の可能性を最大限に伸ばすI C Tを活用した学びの充実に努めてまいりたいと考えております。

元木章生委員

eラーニングやA Iを活用した取組等について御紹介を頂きました。

改善策と推進に当たりましては、周辺公立校との連携強化によりますハイブリッドモデルの導入ですとかeラーニング研修など、教職員の育成とI C T活用の研修、定期的な学習評価指標など、エビデンスに基づく評価体制などが求められていると思います。特別な支援を必要とする子供たちの学びをサポートする個別最適な学習の実現に向け、今後もI C T機器の適切な利用の指導とともに、一人一人へのきめ細かい支援を進め、マンツーマンで子供に向き合うスタッフの充実と、I C Tの有効かつ適切な利活用に取り組んでいただきますよう要望させていただきます。

浪越憲一委員

それでは、私から報告にございました学びの多様化学校設置について。

来週、6月30日に1回目の検討委員会が開かれるみたいでございますが、本会議でも様々な議論がなされたと認識しております。そうした中、私への答弁を聞いている中で、市町村への展開を今後どのようにしていくかという議論がなされたと感じておりますが、その1点。私的には、鳴門教育大学、設置場所等々もそうで、そこだけでいいのかという一般の方々の意見も聞いておりますので、その点についてまず端的にお答え願います。

福多いじめ・不登校対策課長

先ほど浪越委員より、他の市町村への展開についてというところで御質問を頂きました。

文部科学省は不登校児童生徒の多様な教育機会の確保に向けて、令和9年度までに各都道府県、政令指定都市で1校以上の設置を進め、将来的には学びの多様化学校への通学を希望する児童生徒が居住地によらずアクセスできるよう、分教室型も含め全国300校の設置を目指すことと方針が示されております。

徳島県におきましても、県下の不登校児童生徒に必要な学びを提供するためには、学びの多様化学校1校だけで十分であると考えているのではなく、各地域における多様な学び

の場の在り方について、しっかり検討していく必要があると考えております。

そのためには、県だけでなく各市町村の協力が不可欠で、今後は各市町村と十分協議をしながら、整備方針について検討してまいりたいと考えております。

浪越憲一委員

今お聞きしたら、市町村の展開を考えると、文部科学省が各都道府県 1 校、全国 300 校、4 月から 23 都道府県で約 58 校が認可を受けたというような情報もございますが、ほぼ市町村の取組が多いのではないかと。全体的な割合ですけども、そのような考えがあるのですが、これを今、私が聞いているのは、県立学校として鳴門教育大学のほうに整備するような感じなんですけど、そのことについてどういった意義というか、考え方を持って、県立学校をしていくのかお聞かせください。

福多いじめ・不登校対策課長

浪越委員より、県立学校として設置することの意義について御質問を頂きました。

鳴門教育大学から県立でという御提案を頂いているところではありますが、まず県が主導し県立学校として学びの多様化学校を整備することで、それがモデルケースとなり、そこで得られる知見を各市町村に提供することができるのではないかと考えております。

また、市町村からの相談等にもしっかりと対応できるというところで、更に各市町村の教員が県立学校、学びの多様化学校で学ぶことで、ノウハウを持つ人材を各市町村に配置することができ、新たな学校の設置促進につながるものであると考えます。

加えて、こうした学校のみならず、市町村が運営する教育支援センターなども対象に幅広く支援する、言わばセンター的機能を果たすことにより、県下全域に多様な学びの場を整備していくことが可能になると考えております。

浪越憲一委員

センター的な役割を含めながら、各市町村がこれから整備に当たって、また運営に当たって、役割をきちんと伝えるようにというようなお答えだと認識しております。

全県、人数の把握は、なかなか私もできておりませんが、不登校の方々がおられます。また対策は喫緊の課題と認識しております。その上で、鳴門教育大学からの提案もございましたが、改めて鳴門教育大学に設置するメリットを、いかにして皆さんに伝えることができるかということを含めて、お答え願います。

福多いじめ・不登校対策課長

浪越委員より、鳴門教育大学と連携して設置することのメリットについて御質問を頂きました。

学びの多様化学校につきましては、通常の学校とは異なり、高度な専門的知見が必要であると考えています。他県の先進校に聞きますと、その部分でかなり苦勞をしており、具体的には、不登校児童生徒の個々の状態に合わせた指導や支援ができる教員の人材確保及び育成、またここに通う生徒が社会的な自立につながっていくための、不登校児童生徒の実態に配慮した特別な教育課程の編成や教育活動の推進が大きな課題となっています。鳴

門教育大学の豊富な実践経験や研究の成果を学校に取り入れることで、その課題を解決することができるのではないかと考えております。

また、常に支援を受けられることも、生徒や教職員にとっても大変重要であり、よりきめ細かな支援につながるものと思われま。

こういった鳴門教育大学に学びの多様化学校を設置するに当たってのメリットにつきましても、しっかりとこちらから周知も図りながら、更にいろいろな多様な学びについて、しっかり検討をしていくというところで取り組んでまいりたいと考えております。

浪越憲一委員

この学びで子供たちに新たな選択肢を与える前向きな試みであると思いますので、検討委員会を開かれる中で、先ほど様々な課題が全国では山積しているとおっしゃっておられましたので、そのあたりも重点的に見ていただきながら、教育を受ける地域間格差がないように、新たな取組ですので、逆に言ってみたら、それによって地域間格差が生まれないような取組を検討していただきたい。

そして一番大事なことは、子供の今のニーズをどうかしっかりと受け止めていただきまして、早急に整備を含めて鳴門教育大学ときちんとした道筋を作っていただけたらと、そのように思います。要望して終わります。

東条恭子委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

教育委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、教育委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第 1 号

次に、請願の審査を行います。

お手元の請願文書表を御覧ください。

関連のある請願については、一括して審査いたしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それではまず、請願第 4 号、国へ「国の負担で学校給食費無償化の早期実現を求める意

見書」の提出を求める請願及び請願第10号、ひとりひとりを大切に徳島でゆきとどいた教育を求める請願のうち、③小・中学校の給食費無償化を国に働き掛けることを審査いたします。

以上の2件について、一括して理事者の説明を求めます。

中川教育長

請願第4号及び請願第10号の③の学校給食費無償化について、現状を説明させていただきます。

学校給食の実施に当たっては、学校給食法第11条により、施設や設備に要する経費や従事する職員の人件費などは学校の設置者が負担し、食材費などに要する経費につきましては保護者が負担することとなっております。

今年度、県内で年間を通じて、小・中学校の給食を無償化しているのは、三好市、勝浦町、佐那河内村、神山町、美波町、板野町及び上板町の7自治体で、その他、15の自治体で、一部補助等の支援が行われております。県立学校におきましては、昨年度、6月定例会で予算を御承認いただき、1食当たり70円を上限とする補助制度を活用して食材費高騰分を支援しており、今年度においても、1食当たり102円を上限とする補助についての予算を提出いたしているところでございます。

一方、給食費の無償化を行うためには、恒常的に多額の経費が必要となることから財源の確保が大きな課題であり、現在、支援を行っている県内の自治体においては、自主財源のほか、国の臨時交付金が活用されております。全国におきましても、子育て世帯の負担を軽減するために、臨時交付金を活用し、無償化を行う自治体が増加しております。そこで、本年5月には、学校給食費無償化に向けた恒久的な財政支援制度創設について、改めて国への政策要望を行ったところであります。

こうした中、国においては、去る6月13日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2025の中で、給食無償化についてこれまで積み重ねてきた各般の議論に基づき具体化を行い、令和8年度予算の編成過程において成案を得て、実現するとの方針を示したところであります。

県教育委員会といたしましては、引き続き、今後の国における学校給食費無償化に向けた動きを十分注視するとともに、新たな政策要望を含め、本県としての対応を検討してまいります。

東条恭子委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

（「継続」と言う者あり）

それでは、御意見が分かれたので、まず継続審査についてお諮りいたします。

以上の2件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第14号、ひとりひとりを大切に徳島でゆきとどいた教育を求める請願を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

中川教育長

請願第14号について、現状を説明させていただきます。

まず、①正規採用教員を増やすことにつきまして、県教育委員会におきましては、県内で勤務する臨時教員の正規採用につながるよう、採用審査において、一般教養審査の廃止、本県での勤務経験年数に基づく加点や論文審査の免除、前年度の審査で一定水準の成績であった者への一次審査免除など、教職経験をしっかり評価できるような仕組みづくりに努めてまいりました。

また、正規教員採用数につきましては、これまでも、児童生徒数の減少等を踏まえながら、長期的な展望に基づき、採用数を安定的に確保してきたところでございます。さらに、令和5年度から始まりました定年の段階的引上げにより、隔年で定年退職者がいない状況となっておりますが、年度によって採用数が大きく変動することがないように、引き続き、採用数の維持に努めてまいります。

次に、②少人数学級増に伴う分の教員を確保することにつきまして、本県では、徳島県教育振興計画に基づき、小・中学校での少人数学級編制を推進し、令和4年度には、小学校1年から中学校3年までの、35人以下の少人数学級を実現いたしております。少人数学級編制に伴い必要となる教員数については、令和7年度現在で、小1から小6までは既に法定数化されており、中1から中3までは国からの加配により配置できております。

なお、高等学校については、原則として、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に基づき1学級40人の編制としておりますが、学校や生徒の実態を考慮し、多くの学校で、標準を下回る人数での学級編制を実施しております。また、これに加え、よりきめ細かな指導の実践を支援するとともに、教員が児童生徒と向き合う時間を確保できるよう、学びサポーターや教員業務支援員等の外部人材の積極的な活用を図っているところでございます。

県教育委員会といたしましては、引き続き、本県における少人数学級の安定的な編制に向け、必要となる教員数の確保に努めてまいります。

東条恭子委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

（「不採択」と言う者あり）

元木章生委員

本請願の①定数内欠員補充臨時教員を減らし、正規採用教員を増やすことにつきましては、ただいまの教育長の説明でもありましたが、県内で勤務する臨時教員の経験を評価

し、正規採用につながる取組がなされ、採用数につきましても、児童生徒数の減少や定年の段階的引上げ等を踏まえ計画的に進められているとのことであります。

また、②徳島県が進める少人数学級増に伴う分の教員を確保することについては、本県では、小学校1年から中学校3年まで、35人以下の少人数学級が実施されており、必要となる教員数については、国からの加配等により配置できております。

このように、既に対応がなされておりますので、不採択でお願いしたいと思っております。

東条恭子委員長

それでは、御意見が分かれましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、採択とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で請願の審査を終わります。

【請願審査結果】

継続審査とすべきもの（起立採決）

請願第4号、請願第10号③

不採択とすべきもの（起立採決）

請願第14号

これをもって教育委員会関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元の議事次第に記載の事件については閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって、文教厚生委員会を閉会いたします。（14時00分）